

京都市告示第229号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年 8月29日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科音羽経 18号線	山科区音羽稻芝38番地の10地先から	旧	メートル 6.00	メートル 5.10 ~ 5.20
	同区音羽千本町18番地の38地先まで	新	6.00	5.20 ~ 5.27
山科音羽緯 21号線	山科区音羽千本町16番地の3地先から	旧	38.10	2.20 ~ 3.40
	同町18番地の38地先まで	新	38.10	3.98 ~ 9.00

(建設局土木管理部道路明示課)